

加工食品品質表示基準改正（原料原産地表示等）に関するQ&A新旧対照表

改正後	現行
<p>(全般－１)～(問１６－３) 【略】</p> <p>(問１６－４)乾燥わかめ品質表示基準及び塩蔵わかめ品質表示基準が改正されましたが、</p> <p>① 「原そう・〇〇わかめ」表示はできなくなるのですか。 ② 「湯通し塩蔵わかめ」表示は今後も必要ですか。(答)</p> <p>(答)</p> <p>1 【略】</p> <p>2 この原料原産地表示対象品目の拡大においては、</p> <p>① 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、</p> <p>② 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品（共同会議報告書「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」より抜粋。）の要件を満たす加工食品について横断的に原料原産地表示を行うこととしました。</p> <p>乾燥わかめ及び塩蔵わかめについても、この要件を満たす「15 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類」又は「16 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類」に該当することから、横断的な表示方法に統一することとしたものです。</p> <p><u>なお、輸入した塩蔵わかめを国内で単に加塩して選別処理のみをした製品については、加塩や選別処理が実質的な変更をもたらす行為とはならず、輸入品として扱います。このため、原料原産地表示は必要ありませんが、加工食品品質表示基準第3条第6項に基づき、「原産国」の表示が必要となります。</u></p> <p>3 【略】</p>	<p>(全般－１)～(問１６－３) 【略】</p> <p>(問１６－４)乾燥わかめ品質表示基準及び塩蔵わかめ品質表示基準が改正されましたが、</p> <p>① 「原そう・〇〇わかめ」表示はできなくなるのですか。 ② 「湯通し塩蔵わかめ」表示は今後も必要ですか。(答)</p> <p>(答)</p> <p>1 【略】</p> <p>2 この原料原産地表示対象品目の拡大においては、</p> <p>① 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、</p> <p>② 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品（共同会議報告書「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」より抜粋。）の要件を満たす加工食品について横断的に原料原産地表示を行うこととしました。</p> <p>乾燥わかめ及び塩蔵わかめについても、この要件を満たす「15 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類」又は「16 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類」に該当することから、横断的な表示方法に統一することとしたものです。</p> <p>3 【略】</p>
<p>(問１６－５)～(逐条－１４) 【略】</p> <p>【参考：問い合わせ窓口一覧】</p> <p><u>○消費者庁食品表示課</u> <u>TEL 03-3507-9225</u> <u>(ホームページ)</u> <u>http://www.caa.go.jp/foods/index.html</u></p> <p><u>○農林水産省消費・安全局表示・規格課</u> <u>TEL 03-3502-8111 (内線：4486, 4622, 4487)</u></p>	<p>(問１６－５)～(逐条－１４) 【略】</p> <p>【参考：問い合わせ窓口一覧】</p> <p><u>〈消費者庁〉</u> <u>消費者庁食品表示課 TEL 03-3507-9225</u></p> <p><u>〈独立行政法人 農林水産消費安全技術センター〉</u> <u>札幌センター (札幌市) TEL 050-3481-6011</u> <u>仙台センター (仙台市) TEL 050-3481-6012</u> <u>本部 (さいたま市) TEL 050-3481-6013</u></p>

(ホームページ)

<http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>

○各地方農政局消費・安全部表示・規格課（全国7ヶ所）、北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課及び沖縄総合事務局農政部消費・安全課

北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課（札幌市） TEL 011-642-5490

東北農政局消費・安全部表示・規格課（仙台市） TEL 022-263-1111（代）

関東農政局消費・安全部表示・規格課（さいたま市） TEL 048-600-0600（代）

北陸農政局消費・安全部表示・規格課（金沢市） TEL 076-263-2161（代）

東海農政局消費・安全部表示・規格課（名古屋市） TEL 052-201-7271（代）

近畿農政局消費・安全部表示・規格課（京都市） TEL 075-451-9161（代）

中国四国農政局消費・安全部表示・規格課（岡山市） TEL 086-224-4511（代）

九州農政局消費・安全部表示・規格課（熊本市） TEL 096-211-9111（代）

沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課（那覇市） TEL 098-866-1672

○独立行政法人 農林水産消費安全技術センター（全国7ヶ所）

札幌センター（札幌市） TEL 050-3481-6011

仙台センター（仙台市） TEL 050-3481-6012

本部（さいたま市） TEL 050-3481-6013

本部横浜事務所（横浜市） TEL 050-3481-6014

名古屋センター（名古屋市） TEL 050-3481-6015

神戸センター（神戸市） TEL 050-3481-6016

福岡センター門司事務所（北九州市） TEL 050-3481-6017

(ホームページ)

<http://www.famic.go.jp>

本部 横浜事務所（横浜市） TEL 050-3481-6014

名古屋センター（名古屋市） TEL 050-3481-6015

神戸センター（神戸市） TEL 050-3481-6016

福岡センター 門司事務所（北九州市） TEL 050-3481-6017

〈各地方農政局・沖縄総合事務局〉

北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課（札幌市） TEL 011-642-5490（代）

東北農政局消費・安全部表示・規格課（仙台市） TEL 022-263-1111（代）

関東農政局消費・安全部表示・規格課（さいたま市） TEL 048-600-0600（代）

北陸農政局消費・安全部表示・規格課（金沢市） TEL 076-263-2161（代）

東海農政局消費・安全部表示・規格課（名古屋市） TEL 052-201-7271（代）

近畿農政局消費・安全部表示・規格課（京都市） TEL 075-451-9161（代）

中国四国農政局消費・安全部表示・規格課（岡山市） TEL 086-224-4511（代）

九州農政局消費・安全部表示・規格課（熊本市） TEL 096-211-9111（代）

沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課（那覇市） TEL 098-866-1672（代）

〈農林水産省〉

消費・安全局表示・規格課（食品表示・規格監視室） TEL 03-3502-8111（代）

農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>